

総 則		頁
第1章	総則	1
第1節	計画の構成	1
第2節	防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱	1
1	焼津市	2
2	消防機関	2
3	静岡県	2
4	静岡県警察（焼津警察署）	2
5	指定地方行政機関	3
6	指定公共機関	6
7	指定地方公共機関	7
8	公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	8
9	自衛隊	9
第3節	市の自然条件	9
1	位置及び境域	9
2	地形の特徴	10
3	地質の概要	10
4	気候	10
第4節	市の社会的条件	10
第5節	予想される災害と地域	11
1	風水害	11
2	高潮、高波	12
3	地震、津波	12
4	土石流、地すべり、がけ崩れ	12
5	火災、爆発	12
6	事故	13
7	原子力災害	13
8	複合災害・連続災害	13

発 災 前		頁
第2章	災害予防計画	14
第1節	通信施設等整備改良計画	14
1	無線通信施設の現況	14
2	整備計画	15
第2節	防災資機材整備計画	15
1	必要な機械器具	15
2	その他の資機材	15
第3節	道路鉄道等災害防止計画	16
第4節	防災知識の普及計画	16
1	普及方法	16
2	普及すべき内容	17
3	市の実施事項	17
4	防災関係機関	20
第5節	防災のための調査研究	20
1	調査、研究事項	21
2	土地条件調査上における地域別主要問題点	21
3	災害発生状況調査	21
第6節	住民の避難体制	22
1	避難場所等の周知啓発	22
2	避難場所等の安全性の向上	22
3	避難所の指定、整備	22
4	避難場所、避難所等の施設管理	24
5	避難情報と住民がとるべき行動（安全確保措置）の周知・啓発	24
第7節	防災訓練	25
第8節	自主防災組織の育成	26
1	自主防災組織の概要	26
2	推進方法	26
3	研修会の実施	26
4	市民の果たすべき役割	27
5	地域における自主防災組織の果たすべき役割	27
6	市の指導及び助成	28
7	自主防災組織と消防団との連携	29
第9節	事業所等の防災活動	30
第10節	地域住民及び事業者による地区内の防災活動の推進	30
第11節	ボランティア活動に関する計画	31
第12節	要配慮者支援計画	31
第13節	救助・救急活動に関する計画	32

発 災 前		頁
第14節	応急住宅・災害廃棄物処理	33
第15節	重要施設・ライフラインの機能確保等に関する計画	33
第16節	被災者生活再建支援に関する計画	34
第17節	市の業務継続に関する計画	34
第18節	複合災害対策及び連続災害対策	35
第19節	男女共同参画の視点からの災害対応体制整備	35
第20節	災害に強いまちづくり	35

発 災 後		頁
第3章	災害応急対策計画	36
第1節	総則	36
1	焼津市地域防災計画と県地域防災計画との関係	36
2	市の行う措置	36
3	防災業務計画と焼津市地域防災計画との関係	36
4	この計画を理解し実施するための留意事項	37
第2節	組織計画	38
1	災害対策組織	38
第3節	応援・受援計画	39
1	応援・受援の実施基準	39
2	実施方法	39
第4節	通信情報計画	41
1	気象予報、警報等収集体制及び周知方法	42
2	被害状況等の報告	44
3	情報伝達手段及び通信系統	46
4	異常現象発見の通報	47
第5節	災害広報計画	48
1	広報の内容等	48
2	経費負担区分	49
3	住民が災害応急対策上必要な情報を入手する方法	50
第6節	災害救助法の適用計画	50
1	災害救助法の適用基準	50
2	被害世帯の算定基準	50
3	災害救助法の適用手続	51
4	災害救助法事務	52
5	費用限度額	52
6	一時繰替支弁	52
7	災害救助法適用外の災害	52
第7節	避難救出計画	53
1	避難誘導	53
2	被災者の救助	56
3	避難地への避難誘導・運営	57
4	避難所の開設・運営等	57
5	災害救助法に基づく実施事項	59
6	市長の要請事項	60
7	市長の県管理施設の利用	60
8	避難行動要支援者への支援	60
9	市外からの避難者の受入れ	61
10	広域避難・広域一時滞在	61
第8節	愛玩動物救護計画	62
第9節	食料供給計画	63
1	実施主体と実施内容	63
2	災害救助法に基づく実施事項	64
3	応急食料調達給与の方法	64
4	応急食料給与の方法	64
5	交通、通信が途絶して市長が知事に調達あっせんを要請できない場合の措置	65
6	災害救助法適用外の災害	65
第10節	衣料、生活必需品、その他の物資及び燃料供給計画	65
1	実施主体と実施内容	65
2	災害救助法に基づく実施事項	66
3	衣料・生活必需品等調達給（貸）与の方法	66
4	災害救助法適用外の災害	67
第11節	給水計画	67
1	実施主体と実施内容	67
2	災害救助法に基づく実施事項	67
3	給水実施方法	68
4	災害救助法適用外の災害	68

発 災 後		頁
第12節	被災建築物等に対する安全対策、災害危険区域の指定、 応急仮設住宅及び住宅応急修理計画	69
1	被災建築物及び被災宅地等に対する危険度判定	69
2	災害危険区域の指定	69
3	応急住宅の確保	70
4	災害救助法に基づく実施事項	71
5	実施方法	71
6	要配慮者への配慮	72
7	住宅の応急復旧活動	72
8	災害救助法適用外の災害	72
9	非常災害時における特例	72
第13節	医療・助産計画	73
1	基本方針	73
2	救護所、救護病院及び災害拠点病院	73
3	実施主体と実施内容	74
4	災害救助法に基づく実施事項	74
5	実施方法	75
6	健康への配慮	75
7	災害救助法適用外の災害	76
8	非常災害時における特例	76
第14節	防疫計画	76
1	市長の実施事項及び県への要請事項	76
2	実施方法	76
3	代執行	77
4	市民及び自主防災組織の実施事項	77
5	関係団体の実施事項	77
6	その他	77
第15節	清掃及び災害廃棄物処理計画	78
1	基本方針	78
2	し尿処理	78
3	廃棄物(生活系)処理	78
4	災害廃棄物処理	79
5	非常災害時における特例	79
第16節	遺体の捜索及び措置埋葬計画	80
1	基本方針	80
2	実施主体と実施内容	80
3	災害救助法に基づく実施事項	81
4	実施方法	81
5	災害救助法適用外の災害	81
6	非常災害時における特例	82
第17節	障害物除去計画	82
1	災害救助法に基づく実施事項	82
2	実施方法	82
3	市長の要請事項	82
4	災害の拡大と二次災害の防止活動	83
5	災害救助法適用外の災害	83
第18節	社会秩序維持計画	83
第19節	輸送計画	83
1	実施方法	84
2	市及び防災関係機関の緊急輸送	85
3	災害救助法の規定による輸送の範囲	86
第20節	交通応急対策計画	86
1	陸上交通の確保	86
2	有料道路の通行	90
3	交通マネジメント	90
第21節	応急教育計画	90
1	基本方針	90
2	計画の作成	91
3	災害救助法に基づく実施事項	91
4	実施方法	92
5	市長の要請事項	92
6	災害救助法適用外の災害	92
第22節	社会福祉計画	92
1	基本方針	93
2	実施事項	93
第23節	災害警備計画	94
第24節	消防計画	94
1	消防活動	94

発 災 後	頁
第25節 応援協力計画	96
1 要請の実施基準	96
2 実施方法	97
第26節 ボランティア活動支援計画	97
第27節 自衛隊派遣要請の要求計画	98
1 災害派遣要請の要求範囲	98
2 市長の災害派遣要請の要求手続	98
3 災害派遣部隊の受入れ体制	99
4 災害派遣部隊の撤収要請	100
5 経費の負担区分	100
6 その他	100
第28節 海上保安庁に対する支援要請の要求計画	100
1 支援要請の範囲	100
2 支援要請	100
第29節 県防災ヘリコプター支援要求計画	101
1 支援の範囲	101
2 市長からの支援要請手続	101
第30節 電力施設災害応急対策計画	101
1 応急措置の実施	101
2 県との連絡協議	101
第31節 ガス災害応急対策計画	101
1 非常体制組織の確立	101
2 応急対策	102
3 市、県等との連絡協議	102
4 事故の報告	102
第32節 下水道災害応急対策計画	102
第33節 突発的災害に係る応急対策計画	103
「火災・災害等即報要領」様式1～4	106

復 旧 ・ 復 興 期	頁
第4章 復旧・復興対策	114
第1節 災害復旧計画	114
1 公共土木施設災害復旧事業計画	114
2 農林水産業施設災害復旧事業計画	114
3 都市災害復旧事業計画	114
4 上下水道災害復旧事業計画	114
5 公共用地災害復旧事業計画	114
6 住宅災害復旧事業計画	114
7 社会福祉施設災害復旧事業計画	114
8 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画	115
9 学校教育施設災害復旧事業計画	115
10 社会教育施設災害復旧事業計画	115
11 その他の災害復旧事業計画	115
第2節 資金計画	115
1 国による財政援助等	115
2 災害復旧事業に係る市の財政措置	116
第3節 激甚災害の指定	116
1 基本方針	116
2 実施事項	117
第4節 被災者の生活再建支援	117
1 被災者の援護	117
2 中小企業等への融資	120
3 災害相談の実施	121
4 要配慮者の支援	121
第5節 風評被害の影響の軽減	121
1 正しい情報の提供	121
2 必要な検査等の実施	121
3 被害の拡大防止	122
4 関係機関との連携	122